

平成23年度 財政援助団体等監査 指摘事項措置状況
《財団法人 神戸市演奏協会》

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
会計に関する事務 協会の会計規程によると、立替払いをした者の上司が立替金額、立替理由等を確認しなければならないことになっているが、立替払いをした本人が立替金額、立替理由等を証明している事例が見受けられた。 会計規程に基づいて、立替払いをした者の上司が確認すべきである。 (事例) 学校巡回公演で使用するヴァイオリンの緊急購入	協会の会計規程にもとづき、上司である専務理事の確認印をとり、処理の是正を行った。 今後はこのような誤りのないように留意する。 37,000円	措置済